

令和4年第3回（9月）山陽小野田市議会定例会

請 願 文 書 表

受 理 番 号	受 理 年 月 日	件 名	請願の主旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員の氏名	付託委員会
第3号	令和4年 8月29日	市民の安心と安全を守る 為、鳥獣被害防止総合対策 をして頂く事を求める請 願書	別添請願書 写しのお り	山陽小野田市旭町一丁目 2-27 市民の安心と安全を守る会 代表 末永 博子	伊場 勇 前田 浩司	産 業 建 設 常 任 委 員 会

市民の安心と安全を守る為、
鳥獣被害防止総合対策をして頂く事を求める請願書

紹介議員

伊場 勇 

前田 浩司 



【件名】

市民の安心と安全を守る為、鳥獣被害防止総合対策をして頂く事を求める請願について

【請願趣旨】

山陽小野田市では、野生鳥獣の目撃情報や田畑の被害が増え、市民は不安を抱えています。そこで、私たちは、市民の安全を守り、市が鳥獣被害防止に十分な予算を組むために、国からの交付金等を利用することを提案します。

国は、令和4年度の鳥獣被害防止総合対策交付金を予算12,056百万円計上しています。市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害を防止する為の支援を行なっています。捕獲活動、侵入防止柵、生息環境管理、処理加工施設や焼却施設等の整備、ジビエ利用活用等の取り組みに対する交付金が、現在の山陽小野田市の計画では十分に受けることができません。

鳥獣被害を子供からお年寄りまでの命に関わる重大な問題と捉え、地域の実情を踏まえ、早急に現在の計画を改正することを強く求めます。また、その計画に準じて市、市民、駆除隊の方々为国からの交付金を受け、近隣市と同様、鳥獣被害対策実施隊員に民間隊員を加え、市民の為の十分な鳥獣被害防止対策ができるようにして頂きたく、次のことを請願します。

【請願項目】

1. 市民の安心安全を守るため、野生鳥獣を目撃した場合の連絡窓口を市民が分かりやすくしてください。また、連絡をしたら直ぐに対応できる組織体制を早急に構築してください。現在、対応が数日後になることがあり、何のために連絡したかわかりません。子供たちの前に野生鳥獣が出たときは一刻を争います。
2. 具体的に国が示している交付金メニューを早急に実行して頂くことを求めます。「山陽小野田市鳥獣被害防止計画書」に下記の内容を記載し、そして交付金を受けてこれらの国の事業を市が実施する為に、各事業の関係事業者を協議会に加えて頂くことを求めます。
 - ア、「処理加工施設の取組み」、「捕獲等した鳥獣の利用方法」として、現在山陽小野田市に2つあるジビエ処理施設加工施設の利用、取組みを記載し、山陽小野田市がジビエ利活用への支援の交付金が申請できるよう求めます。捕獲等した対象鳥獣の適切な処理、有効利用については、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第十条にある通り、地方公共団体、民間の団体その他の関係者が連携を図りながら協力して取り組む必要があります。
 - イ、山陽小野田市には、捕獲OJT研修、ジビエOJT研修、捕獲技術の習得など研修、講習、育成をされている方々、狩猟学校があり、受講されている方々に対して、受講費用、研修費用に対し、国の交付金が申請できるよう計画の整備を求めます。
 - ウ、国から山陽小野田市への「捕獲機材の導入経費の支援の交付金」が不足しているのか、一部の猟師は、わな等捕獲機材導入経費の補助金をもらえておらず、箱罠、くくり罠、囲い罠等の経費を全額自己負担されていると聞いています。平等、公平に交付金が支払われる様、令和5年度の「山陽小野田市鳥獣被害防止計画書」の捕獲計画数を上げ、国からの捕獲機材の導入経費の支援が十分に受けられる様求めます。

上記のア～ウの全ての国の事業は有害鳥獣対策協議会が事業実施主体として行う事となっています。(特措法 第四条) 上記ア～ウの国が支援する事業内容を市が行うには、協議会にその事業関係者が構成員に入っていないければ、国からの交付金を受けて事業を実行することが出来ません。

「山陽小野田市鳥獣被害防止計画書」を作成するにあたり、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会の構成員に、山陽小野田市各地域の鳥獣被害状況に詳しい人材(捕獲、駆除実績のある専門家)、学識経験者、技術指導者、ジビエ等利用活用関係者、実際に鳥獣被害が深刻な地区の地域住民が推薦する者、および民間の鳥獣被害対策実施隊員を加えることを求めます。

3. 鳥獣被害防止特措法に基づき、鳥獣被害対策実施隊員に、被害防止対策に積極的に取り組むことが見込まれる民間隊員(非常勤公務員)を採用し、さらにその中から、市長が対象鳥獣捕獲員(捕獲を適正かつ効果的に行うことができる技能を有する狩猟免許保持者)を任命する事を求めます。そして、民間の実施隊員の設置に必要な条例を定めて頂く事を求めます。

近隣市と同規模の対策を講じていかなければ、被害は山陽小野田市に集中することが考えられます。山陽小野田市も、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施していく為に多様な人材の活用を求めます。

民間の鳥獣被害対策実施隊員は非常勤公務員となりますが、実施隊員の報酬や災害補償は地方公共団体の条例で定める事となっています。(鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を実施するための基本的な指針) 民間の実施隊員の設置に必要な手続きとして、この条例を早急に制定していただくよう求めます。

4. 県内複数の市(下関市、美祢市、下松市)の被害防止対策計画書のように、令和5年度の「山陽小野田市被害防止計画書」には「捕獲計画数の設定の考え方」に過去数年の捕獲数を記載し、市民に対象鳥獣の捕獲計画数の根拠が明確に分かるようにする事を求めます。また、各地域の鳥獣被害に詳しい専門家や地域住民と共に調査し、各野生鳥獣の捕獲計画数を設定する事を求めます。

5. 多くの市民が鳥獣被害の恐ろしさやその防止対策や交付金のことについて知り、市全体でこの問題に取り組めるよう、回覧板や議会だより等で告知し、自治会、学校等で専門家による勉強会を定期的に開催し、またそのような勉強会等の開催を市から促して頂けるよう求めます。

令和4年8月29日

住所 山陽小野田市旭野一丁目2-27
市民の安心と安全を守る会
氏名 代表 末永 博子

山陽小野田市市議会議長

高松 秀樹 様